

④ リハビリ職等派遣支援事業について

1. 事業目的

“健康寿命日本一”を目指す船橋市において、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるために、地域活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や憩いの場が継続していくような地域づくりを推進することを目的とする。

平成 28 年度より開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の一般介護予防事業である「地域リハビリテーション活動支援事業」において、「リハビリ職等派遣支援事業」により、リハビリテーション専門職等（以下、「リハビリ職等」という。）を派遣し、地域の介護予防活動や自立支援への取組みを支援する。

2. 事業内容

地域の介護予防効果を高め、生活の質の向上、及び生活範囲の拡大等にむけた取組を支援することを目的として、住民団体等がリハビリ職等の派遣を希望し申請した場合に、その活動や研修会等の内容を審査し、指導・助言を行う地域の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を派遣している。（新規団体は初回申請時より 1 年間で 4 回を上限に申請可能。既存の団体は 2 回を上限に申請可能。）

(1) 対象者

- ・原則として 65 歳以上の市民 5 人以上で構成された、市内の町会、自治会、老人会、老人クラブ、サークル、地域のサロン等の市民団体
- ・市内で事業を行っている介護事業者又は市民で構成された 5 人以上の介護従事者の団体

(2) 実施状況(令和 8 年 1 月 31 日時点)

| | 延べ登録人数 | 登録団体数 | 延べ派遣団体数 | 延べ派遣人数 |
|-------|--------|-------|---------|--------|
| 令和2年度 | 65 | - | 0 | 0 |
| 令和3年度 | 65 | - | 0 | 0 |
| 令和4年度 | 70 | 3 | 3 | 5 |
| 令和5年度 | 75 | 3 | 11 | 11 |
| 令和6年度 | 78 | 3 | 7 | 8 |
| 令和7年度 | 80 | 4 | 5 | 5 |

3. 課題

- (1) 申請数がコロナ禍前の状況まで回復していない
- (2) 事業利用の有用性の認知度が低い

4. 今後の対応

- ・他事業の登録団体等に本事業の内容や効果について周知し、申請数の増加につなげる
- ・本事業の認知度向上のために、周知方法を検討する